

田辺圏域市町による介護保険事業者等の指定、指導等に関する 事務の共同処理に伴う説明会

資 料

● 開催日時等

- ・平成30年 3月15日（木）
 - 午後1時30分～午後2時30分まで
（対象事業所） 指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所
 - 午後3時30分～午後5時00分まで
（対象事業所） 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所
※ 地域密着型通所介護事業所除く
- ・平成30年 3月16日（金）
 - 午後1時30分～午後2時30分まで
（対象事業所） 総合事業の第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当サービス事業所
 - 午後3時30分～午後4時30分まで
（対象事業所） 総合事業の第1号通所事業のうち介護予防通所介護相当サービス事業所
及び地域密着型通所介護事業所

- ### ● 会 場
- 田辺市民総合センター1階 機能訓練室

(1) 経過について

市町村が権限を有する地域密着型サービス等に対する指定指導事務については、平成 18 年 4 月に制度化されて以降事業所が増加し、また、平成 28 年 4 月には小規模の通所介護が地域密着型通所介護として位置づけられ、平成 29 年度には介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業の予防相当サービスとして移行したのに加え、平成 30 年 4 月から居宅介護支援が県から権限移譲されます。

このため、対象事業所数の増加に伴う事務に対応するため、また計画的な実地指導等を行うため、田辺市とみなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町（以下、「圏域内市町」と協議した結果、地方自治法に基づき田辺市が他の 4 町から当該事務等を受託する形で実施し、田辺市において新たな係【指導係(仮)】を設置し事務体制を強化する運びとなりました。

圏域内の事業所数（H30. 3月現在）

		田辺市	みなべ町	白浜町	上富田町	すさみ町	計
指定等権限 H18.4月～	認知症対応型 共同生活介護	11	1	3	1		16
	小規模多機能型 居宅介護	6	0	1	0		7
	地域密着型 老人福祉施設	1	0	0	0		1
	地域密着型 特定施設	0	0	0	1		1
	介護予防支援	5	1	1	1	2	10
小 計		23	2	5	3	2	35
指定等権限 H28.4月～	地域密着型 通所介護	16	0	5	2	1	24
指定等権限 H29.4月～	予防訪問 相当サービス	34	3	11	10	2	60
	予防通所 相当サービス	38	5	11	7	2	63
小 計		72	8	22	17	4	123
指定等権限 H30.4月～	居宅介護支援	39	5	12	5	2	63
合 計		150	15	44	27	9	245

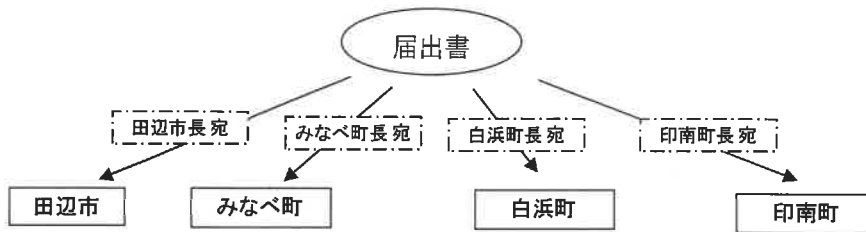
(2) 届出事務の軽減化について

地域密着型サービス事業所、予防訪問相当サービス、予防通所相当サービスについて、複数の市町村から指定を受けている場合、変更届などの届出は指定を受けた各市町村に提出する必要がありますでしたが、平成30年4月1日以降は圏域内市町の指定分については、田辺市長あての届出だけで済むようになります。

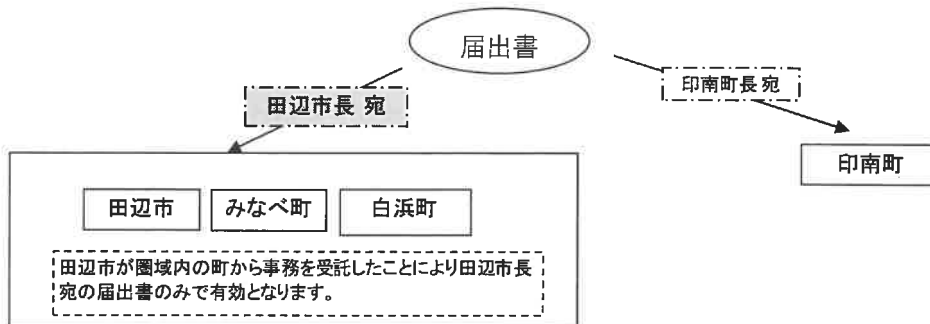
【例】

A 事業所 (指定を受けている保険者 田辺市・みなべ町・白浜町・印南町)

- 今まで・・・指定を受けた保険者ごとに提出が必要。



- 平成30年4月1日から・・・圏域内の市町については、田辺市長あての届出書のみとなります。



※ 居宅介護支援事業所については、県から権限移譲され届出は事業所所在市町村への提出となります。(サービスの提供が事業所所在市町村に限られることなく、従来どおり、事業所所在市町村以外の利用者に対してもサービス提供が可能。他市町村の指定も不要です。)

したがって、圏域内市町所在事業所については、従来和歌山県へ出していた届出を平成30年4月1日以降は田辺市へ提出することになります。

(3) 届出等各種手続きの所管区分について

関係する主な手続き等の所管区分については以下の表のとおりです。尚、実地指導等で担当職員が不在となることが多くなることから、指導係(仮)への届の提出については、予約制とします。必ず来庁する前に連絡してください。また、届出書類に不備があった場合は、書類の全てを一旦返却します。

(平成30年4月1日以降の手続き等の所管区分)

田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 指導係(仮)	圏域内各市町の介護保険担当部局
① 指定申請・更新申請の受付及び審査	・指定申請の事前相談・公募・整備計画、事業者補助金(整備補助金等)に関するもの
② 変更届、加算届、規模に関する届の受付 ※ 介護職員処遇改善加算の受付も含まれます。	・地域密着型サービスの運営推進会議に関するもの、研修(実践者:管理者等)の申込み
③ 廃止・休止・再開届の受付	・他市町村被保険者の利用を受け入れる場合の申出(事前相談)、他市町村所在事業所の利用申出(事前相談)等
④ 地域密着型通所介護等における宿泊サービスの実施に関する届	・業務管理体制の整備に関する届出 「地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、かつ指定事業所が同一市町にのみ所在する事業者に限ります。」
指導・監査等に関するもの	・事故報告書
	地域密着型介護老人福祉施設における特例入所(要介護1、2)の申込等に関するもの
※上記、①～④の申請、届については、原則、田辺市保健福祉部やすらぎ対策課【担当:指導係(仮)】へ持参の上提出して下さい。 (田辺市以外の圏域内各町の介護保険担当部局を経由して提出することは可としますが、書類の審査は田辺市で行います。)	

(4) 平成29年度末及び平成30年度以降の届出等について

平成29年度末及び平成30年度以降の届出等について、居宅介護支援事業所につきましては、平成30年1月17日付け和歌山県長寿社会課高齢者生活支援室長通知に基づき届出をお願いします。

…別紙 1

但し、同通知記載の「事業所所在地の市町村」を「田辺市」に読み換えてください。
 なお、平成30年度においては新規申請の指定は平成30年6月1日からとします。
 また、その他のサービスの届出については次のとおり取り扱います。

1. 変更届・再開届

届出受理日	届出先		備考
～平成30年3月31日	指定を受けている市町村		事由発生後10日以内に届出必要
平成30年4月1日以降	(圏域内)	田辺市	
	(圏域外)	指定を受けている市町村	

2. 休止届・廃止届

届出受理日	届出先		備考
平成30年4月1日以降	(圏域内)	田辺市	休廃止の日の1ヶ月前までに届出が必要
	(圏域外)	指定を受けている市町村	

3. 加算（届出が必要なもの）

適用	区分	届出受理日	届出先	
平成30年4月1日 (介護報酬改定に関する届出を除く)	認知症対応型 共同生活介護	平成30年3月31日まで →	指定を受けている市町村	
	地域密着型 特定施設	平成30年4月1日	(圏域内)	田辺市
	地域密着型介護 老人福祉施設		(圏域外)	指定を受けている市町村
平成30年5月1日 (介護報酬改定に関する届出を除く)	認知症対応型 共同生活介護	平成30年5月1日まで	(圏域内)	田辺市
	地域密着型 特定施設		(圏域外)	指定を受けている市町村
	地域密着型介護 老人福祉施設	平成30年4月13日まで ※翌月から算定する場合、前月の15日までに 届出が必要。(H30.4月は15日が休日のため 13日※ ※直前の開庁日となります)	(圏域内)	田辺市
	上記以外の サービス		(圏域外)	指定を受けている市町村

※平成30年4月の介護報酬改定に関する届出については、追って連絡します。

4. 更新申請

指定更新日	届出先		備考
～平成30年4月30日	指定を受けている市町村		※ 提出期限は各市町村へ確認してください。
平成30年5月1日以降	(圏域内)	田辺市	指定更新日の前月の5日まで(5日が閉庁日の場合は直後の開庁日)まで (5月1日の場合、4月5日まで)
	(圏域外)	指定を受けている市町村	※ 提出期限は各市町村へ確認してください。

5. 新規申請

指定年月日	届出先		備考
平成30年6月1日以降	田辺市	※平成30年4月1日以降の届出による新規指定日は6月1日以降からとします。 ※指定日は毎月1日とします。	指定(希望)日の前月の5日(5日が閉庁日の場合は直後の開庁日)まで (6月1日の場合、5月7日まで)

(5) 事業の運営基準等について

圏域内市町の対象サービス事業者の人員、設備、運営基準等については、平成30年4月1日以降は田辺市が条例等に定める基準となります。

基本的には厚生労働省が定める各サービスの基準省令等に基づいたものとなりますが、次の点について独自基準を設けています。

1. 訪問サービスの家族による提供制限

やむをえない事由で提供が必要な場合は、あらかじめ保険者の承認が必要。

【例】：田辺市の介護保険被保険者で予防訪問相当サービスにおいて、別居親族以外の訪問介護員によるサービス導入が困難な症状を伴う認知症状・疾患等がある場合など。
→ あらかじめ保険者である田辺市の承認が必要。

2. 認知症対応型共同生活介護に係る対象者

事業所の所在する市町が行う介護保険被保険者である期間が入居予定日までにおいて6ヶ月以上必要。（市町の長がと特に必要と認める場合を除く。）

【例】：和歌山市からみなべ町へ転入してきた介護保険被保険者が圏域内市町の認知症対応型共同生活介護の利用を希望する場合。
→ 原則、みなべ町へ転入してから6ヶ月以上経過しないと利用できない。

3. 圏域外事業所指定（地域密着型サービス・予防訪問相当サービス・予防通所相当サービス）

圏域外事業所の指定については、所在地市町村の基準によります。

【例】：御坊市の事業所を指定する場合 → 御坊市が定める当該サービスの基準に基づき指定します。

4. 記録の保存期間 完結した日から5年間

5. 通所介護以外のサービスの圏域外からの利用制限。（地域密着型サービス）

圏域市町以外の他市町村被保険者の利用について、圏域市町内の指定事業所において利用者数又は入所者数等が定員数を下回り、かつ、事業所所在市町の被保険者の利用希望等がない場合であり、次のいずれかの要件に該当する場合に被保険者ごとに同意するものとします。

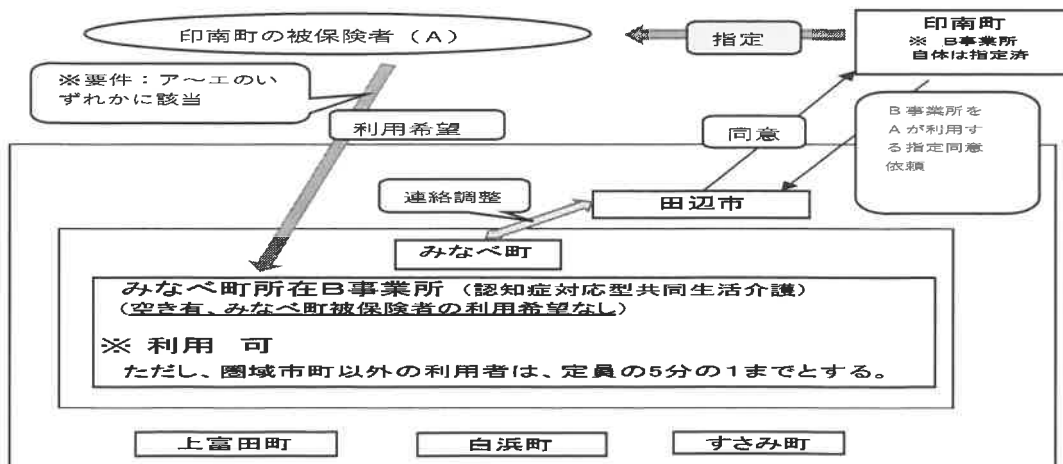
ア. 利用を希望する他市町村被保険者の居住地が事業所の所在する日常生活圏域内であると認められるとき。

イ. 家族・親戚等又は後見人が居住する地域の事業所を利用するとき

ウ. 当該事業所と敷地道を同じくする同一事業者によるサービスを利用しているとき。

エ. その他特別な事由により、事業所所在市町の長が特に求めるとき。

※ 利用については、当該事業所の定員数（登録数）の5分の1までとする上限を設けます。

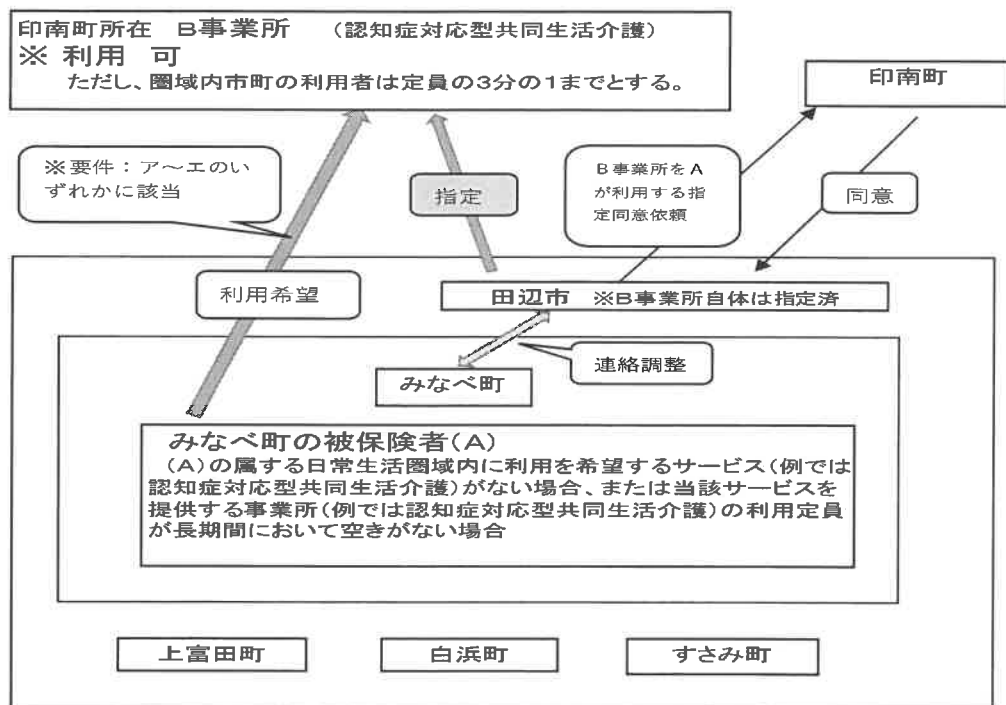


6. 通所介護以外のサービスの圏域外の事業所指定の制限（地域密着型サービス）

圏域内市町以外の他市町村所在事業所のサービスを希望する被保険者の利用に関する指定については、当該被保険者の属する日常生活圏域内において利用を希望する事業所がない場合、又は当該サービスを提供する事業所の利用定員が長期間にわたり空きがない場合と認められる場合であって、次のいずれかに該当し、かつ、当該圏域市町以外の他市町村所在事業所の所在する市町村の同意が得られた場合、被保険者ごとに指定することとします。

- ア. サービス希望者の日常生活圏域内に準じた圏域であると認められるとき。
- イ. 家族・親戚等又は後見人が居住する地域の事業所を利用するとき
- ウ. 当該事業所と敷地道を同じくする同一事業者によるサービスを利用しているとき。
- エ. その他特別な事由により、希望者の保険者市町の長が特に求めるとき。

※ 利用については、当該事業所の定員数（登録数）の3分の1までとする上限を設けます。



7. 圏域内市町所在の施設居住系サービスへの圏域内市町間での利用制限（地域密着型サービス）

圏域市町所在の施設居住系サービス（認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・地域密着型老人福祉施設）への所在地以外の圏域内市町への入居・入所についても、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、圏域内市町間で次のとおり利用制限を設けます。

- ア. サービス希望者の日常生活圏域内に準じた圏域であると認められるとき。
- イ. 家族・親戚等又は後見人が居住する地域の事業所を利用するとき
- ウ. 当該事業所と敷地道を同じくする同一事業者によるサービスを利用しているとき。
- エ. その他特別な事由により、希望者の保険者市町の長が特に求めるとき。

※ 申請書を田辺市に提出し、所在市町の長の意見に基づき決定します。

※ 圏域内市町の被保険者の利用については、事業所に対し上限は設けません。

(6) 運営規程の変更に伴う変更届の特例について

圏域市町の対象サービス事業者の人員、設備、運営基準等については、平成30年4月1日以降は田辺市が条例等に定める基準となることにより、各事業所において運営規程を変更する必要が生じる場合、**基準の変更に伴う運営規程の変更届の提出期間については、平成30年9月3日(月)～平成30年9月29日(金)の間とする特例を設ける**予定です。

※ 運営規程の内容のうち「従業員の職種、員数及び職務の内容」に係る変更についても、従来と同様、年に1度の届出とする特例を設けますが、その提出期間についても上記期間とする予定です。

※ 変更のあった事項が次に該当する場合は、特例は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届出書を提出して下さい。

- ・事業所（施設）の管理者に関する変更
- ・介護支援専門員、計画作成担当者に関する変更

【基準変更に伴う運営規程の変更例】

	変更前	変更後
居宅介護支援事業所	第●条(運営の基本方針) ... 和歌山県が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
介護予防支援事業所 ※ 圏域内で事業所所在地が田辺市以外	第●条(運営の基本方針) ... すさみ町が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

	変更前	変更後
地域密着型サービス事業所 ※ 圏域内の複数市町から指定を受けている場合	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準、白浜町が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
地域密着型サービス事業所 ※ 圏域外の市町からも指定を受けている場合	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準、みなべ町が定める基準、印南町が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準、印南町が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
地域密着型サービス事業所 ※事業所所在地のみの指定を受けている場合	第●条(運営の基本方針) ... 上富田町が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) ... 田辺市が定める基準 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

	変更前	変更後
予防訪問相当サービス 予防通所相当サービス ※事業所所在地のみの指定を受けている場合。	第●条(運営の基本方針) …… <u>すさみ町が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) …… <u>田辺市が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
	第●条(利用料その他費用の額) …… サービスの利用料は、 <u>すさみ町が定める額とし</u> 、すさみ町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。	第●条(利用料その他費用の額) …… サービスの利用料は、 <u>すさみ町が定める額とし</u> 、すさみ町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。
予防訪問相当サービス 予防通所相当サービス ※ 圏域内の複数市町から指定を受けている場合	第●条(運営の基本方針) …… <u>田辺市が定める基準、白浜町が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) …… <u>田辺市が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
	第●条(利用料その他費用の額) ・サービスの利用料は次のとおりとする。 1. <u>田辺市の介護保険被保険者については、田辺市が定める額とし</u> 、田辺市が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2. <u>白浜町の介護保険被保険者については、白浜町が定める額とし</u> 、白浜町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。	
予防訪問相当サービス 予防通所相当サービス ※ 圏域外の市町からも指定を受けている場合	第●条(運営の基本方針) …… <u>田辺市が定める基準、みなべ町が定める基準、印南町が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。	第●条(運営の基本方針) …… <u>田辺市が定める基準、印南町が定める基準</u> 及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。
	第●条(利用料その他費用の額) ・サービスの利用料は次のとおりとする。 1. <u>田辺市の介護保険被保険者については、田辺市が定める額とし</u> 、田辺市が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。 2. <u>みなべ町の介護保険被保険者については、みなべ町が定める額とし</u> 、みなべ町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。 3. <u>印南町の介護保険被保険者については、印南町が定める額とし</u> 、印南町が定める額の範囲内において、利用者負担額の支払いを受けるものとする。	

- 予防訪問相当サービス、予防通所相当サービス利用料、費用の額は各市町村の基準となります。
- ※ ただし、住所地特例者については、施設所在市町村が定める額となります。(運営規程を変更の際、注意が必要です。)

(7) 事業者向け情報の田辺市ホームページへの掲載について

各種届の様式等、事業所向け情報について田辺市ホームページのやすらぎ対策課のページに掲載しています。…別紙 2 (<http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/index.html>)

今後、必要な通知や情報を掲載してまいりますのでご確認の上事務処理等お願いいたします。

(8) 運営基準、介護報酬等の問い合わせについて

運営基準、介護報酬、各種手続き等の問い合わせにつきましては、実地指導等で担当職員が不在となるが多くなること、また、各事業者からの質問について集約の上データベース化し、Q&A集という形で市のホームページに掲載し事業所向け情報の充実を図るため、質問票…別紙 3のみの対応とさせていただきます。

原則、電話での対応はいたしかねますのでご了承下さい。

尚、質問票の様式は田辺市ホームページのやすらぎ対策課のページに掲載しています。

(<http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/index.html>)